

工事現場等における遠隔臨場試行要領

1 目的

本試行要領は、工事現場等における「段階確認」、「材料確認」及び「立会」等について、受注者がウェアラブルカメラ等を利用し、映像と音声の双方向通信により監督員等が工事現場等の確認を行う情報通信技術（以下、「遠隔臨場」という。）を活用することで、受発注者の業務効率化を図り、生産性向上を実現することを目的とする。

※ウェアラブルカメラとは、ヘルメットや体に装着や着用可能なデジタルカメラの総称であり、使用製品を限定するものではない。一般的なスマートフォンやタブレット等のモバイル端末を使用することも可能である。

2 対象工事及び業務

対象は遠隔臨場の効果が期待できる大分県農林水産部（各振興局等）が所管するすべての工事及び業務とし、特記仕様書に遠隔臨場の試行工事（業務）である旨を明示する。

（特記仕様書記載例）

第〇〇条 遠隔臨場の試行工事（業務）

本工事（業務）は、遠隔臨場の試行対象工事（業務）である。実施にあたっては、「工事現場等における遠隔臨場試行要領」に基づき行うものとする。

※試行要領は、大分県ホームページ内

<https://www.pref.oita.jp/soshiki/15040/enkaku.html> に掲載している。

3 適用の範囲

本要領は、遠隔臨場の機器を用いて「土木工事（委託業務）共通仕様書」に定める「段階確認」、「材料確認」及び「立会」を実施する場合に適用し、下記（１）～（３）によるものとする。

なお、ウェアラブルカメラ等の使用は、「段階確認」、「材料確認」及び「立会」のみではなく、現場の不一致、事故の報告等でも活用効果が期待されることから、受注者の創意工夫等、自発的に実施する行為を妨げるものではない。

（１）段階確認

「土木工事共通仕様書」「第３編土木工事共通編」「第１章総則」「第１節総則」の「監督員による段階確認及び立会等」に定める「段階確認の臨場」に該当するものであり、ウェアラブルカメラ等の機器を用いて、映像と音声の同時配信と双方向の通信を行うことにより、監督員が確認するのに十分な情報を得ることができた場合に、臨場に代えることができるものとする。

なお、監督員が十分な情報を得られなかったと判断する場合には、受注者にその旨を伝え、通常どおりの立会を実施する。

（２）材料確認

「土木工事共通仕様書」「第２編材料編」「第１章一般事項」「第２節工事材料の品質」の「一般事項」及び「見本・品質証明資料」による材料確認において、ウェアラブルカメラ等の機器を用いて、映像と音声の同時配信と双方向の通信を行うことにより、監督員が確認するのに十分な情報を得ることができた場合に、臨場に代えることができるものとする。

なお、監督員が十分な情報を得られなかったと判断する場合には、受注者にその旨を伝え、通常どおりの立会を実施する。

（３）立会

「土木工事（委託業務）共通仕様書」「第１編共通編」「第１章総則」の「用語の定義」に定める「立会」に該

当するものであり、ウェアラブルカメラ等の機器を用いて、映像と音声の同時配信と双方向の通信を行うことにより、監督員が確認するのに十分な情報を得ることができた場合に、臨場に代えることができるものとする。

なお、監督員が十分な情報を得られなかったと判断する場合には、受注者にその旨を伝え、通常どおりの立会を実施する。

4 機器構成

遠隔臨場に使用するウェアラブルカメラ等の機器（監督職員による立会等に必要な機器を含む）については、受注者が準備するものとし、詳細については、監督員と協議の上、決定するものとする。なお、発注者から機器を提供する場合はこの限りではない。

（１）機器構成

機器構成は、ウェアラブルカメラ等により撮影（映像・音声）する機器、撮影データを配信する機器及び監督員等が確認するモニターや記録する機器とする。

5 機器等に係る費用の積算

（１）積算方法

遠隔臨場に使用する機器等は、原則リースを使用することとし、その費用は工事実施に必要な技術管理費、業務においては直接経費とし全て計上することとする。

また、計上する費用については、「諸経費の対象外」とし、機器等及び通信に係る支払証明書類等を徴収のうえ根拠を整理のこと。

やむを得ず機器等の購入が必要な場合は、その購入費に対して機器等の耐用年数に使用期間割合を乗じた金額を計上する。また、受注者が所有する機器等を使用する場合も基本的には同様とする。

<留意点>

- ・従来の立会・確認に要する費用は、共通仮設費等として率計上されているため、実施にあたっては、従来の費用から追加で必要となる費用を計上すること。
- ・費用のイメージ
 - ①撮影機器、モニター機器の賃料（又は損料）
 - ②通信費
 - ③その他（ライセンス代、使用料等）

（３）機器等の耐用年数

機器の耐用年数については、下記の国税庁ホームページを参照のこと。

<https://www.keisan.nta.go.jp/r6yokuaru/aiiroshinkoku/hitsuyokeihi/genkashokyakuhi/taiyonensuhyo.html>

代表的な機器等の耐用年数については表－１のとおりであるが、これによりがたい場合は受発注者間で協議して決定すること。

表－１ 代表的な機器等の耐用年数

機器等の名称	耐用年数
カメラ、ネットワークオペレーティングシステム、アプリケーションソフト	５年
ハブ、ルーター、リピーター、LAN ボード	１０年

※国税庁ホームページ公表資料から引用

6 遠隔臨場の実施

遠隔臨場の実施については、双方向通信の状況を確認した上で、受発注者間の協議により決定するものとする。

6－１ 施工（業務）計画書の提出

遠隔臨場の実施に当たっては、受注者は次の事項を施工（業務）計画書に記載して監督員の確認を受けなければならない。

（１）適用種別

本試行要領を適用する立会等の項目を記載する。

（２）機器仕様

本試行要領に基づき使用する機器名と仕様を記載する。

１）撮影（映像・音声）用機器名と仕様

ウェアラブルカメラ等の機器名と仕様を記載する。

２）配信用機器名と仕様

撮影データを配信する機器名と仕様を記載する。

（３）実施時期・工種等

本試行要領を適用する立会等の実施時期・工種等を記載する。

６－２ 遠隔臨場の実施

（１）確認箇所の把握

受注者は遠隔臨場に先立ち、監督員等が確認箇所の位置を把握するために、映像により確認箇所周辺の状況を伝えなければならない。

（２）確認の実施

受注者は、「工事名」、「工種」、「確認内容」、「設計値」、「測定値」などの必要な情報について適宜電子黒板等を用いて表示する。

なお、記録に当たり、受注者は必要な情報を冒頭で読み上げ、監督員等から実施項目の確認を得ること。確認終了時には、確認箇所の内容を読み上げ、監督員等による結果の確認を得ること。

（３）記録

現場技術員が遠隔臨場を行った結果は、使用するパソコンに記録するとともに、情報共有システム（ＡＳＰ）等を活用して監督員に提出する。

７ 留意事項

遠隔臨場の活用に際しては、以下に留意すること。

- （１）受注者は、被撮影者となる当該工事現場の作業員等に対して、撮影の目的や用途等を説明して承諾を得ること。
- （２）ウェアラブルカメラ等を長時間撮影する場合、作業員等のプライバシーを侵害する情報が含まれる可能性があるため留意すること。
- （３）受注者は、施工現場外が映り込まないように留意すること。
- （４）受注者は、施工現場外が映り込む可能性がある場合は、人物の特定ができないように留意すること。
- （５）本要領により難しい場合は、適宜受発注者間で協議すること。

附則

策定：令和３年　６月　４日	適用：令和３年　６月　４日以降
改定：令和５年　４月１９日	適用：令和５年　４月１９日以降
改定：令和７年　９月２９日	適用：令和７年１０月　１日以降